

令和6年9月定例会 総括審査会

山口 信雄委員

山口信雄委員

自由民主党議員会の山口信雄である。初めての総括審査会だが、災害関連、防犯について質問を行う。

初めに、巨大地震注意情報の検証についてである。本年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生した。

この地震により南海トラフ地震が発生する可能性が高まったとして、気象庁は南海トラフ地震臨時情報、いわゆる巨大地震注意情報を初めて発表し、その後、特に変化を示す地震活動等が観測されなかったため、1週間後に巨大地震注意情報を終了した。

この間、政府が国民に特別な注意を求めたことで冷静な対応が多かったが、一部では過剰反応とを感じるものもあった。コロナ対応のように、経済活動を止めることなく社会活動を継続するよう求めていたが、お盆前の夏休み期間中であり、観光地等ではイベント中止や海水浴場閉鎖も見受けられた。

こうした中、徳島市の阿波踊りのように事前に避難経路を示した上でイベントを開催したところもあり、地域間の対応に差が見られた。また、鉄道の一部でも徐行運転や運休が生じ、その判断も分かれた。

今回の巨大地震情報発表後の各自治体における情報発信や各地の反応は、社会実験的側面もあり、千島海溝、日本海溝を震源とする北海道・三陸沖後発地震注意情報の対象地域である本県としても、今回の事例を検証し、実際に注意情報を発表する事態が起きる前にしっかりと準備を進めなければならない。

そこで、北海道・三陸沖後発地震に備えた対応について知事の考えを聞く。

知事

北海道・三陸沖後発地震に備えた県の対応については、国の防災基本計画変更を受け、今年3月に修正した県地域防災計画にて、後発地震注意情報が発信された際、住民や企業等に対し、地震への備えや避難場所、避難経路の確認など、円滑かつ迅速な避難の備えを再確認するよう周知する対策を盛り込んだところである。

また、今回の南海トラフ地震臨時情報を踏まえた一連の対応については、国において専門家を交えた検証が行われている。県としては、後発地震注意情報の対応について、国の検証結果や東日本大震災の経験を踏まえた必要な対策を講じ、引き続き市町村や関係機関等との連携を図り、地震、津波避難対策の強化に取り組んでいく。

山口信雄委員

しっかりと準備を進めてほしい。

次に、避難所の環境整備についてである。避難所は、災害時に避難者の命と安全を守る重要な役割を担うため、生活環境整備をどう図っていくかが重要であり、能登半島地震のような上下水道復旧に時間がかかる災害では、衛生面での対策が必要である。中でも、被災者が心身共に健康を保つためには、トイレやシャワー、温かい食事の提供が重要であり、支援体制について普段から準備しなければならない。

例えば、トイレトレーラーについては、能登半島地震により全国から救援ネットワークの活動が拡大してきており、現状の22自治体に加え13自治体が参加する予定である。本県もトイレトレーラーを確保し、災害時の救援ネットワークに加えながら災害に備えるべきと考える。今定例会の菅田議員の一般質問に対する答弁で、トイレトレーラー導入について国の財源措置を示して市町村への導入を促進し、県としても検討を進めるとあったが、トイレトレーラー導入に係る財政措

置について聞く。

危機管理部長

トイレトレーラーの導入に係る財源措置については、緊急防災・減災事業債の対象であり、元利償還金の7割が地方交付税で措置される。

山口信雄委員

市町村へのトイレトレーラー導入に向けた周知促進も重要だが、県の取組を聞く。

危機管理部長

市町村への周知促進については、避難所運営マニュアル作成の手引にて、トイレカーなど衛生的なトイレ環境確保の重要性について明示し、市町村担当者会議において周知を図ってきた。引き続き、避難所におけるトイレ対策の一つとして、市町村への導入を促進していく。

山口信雄委員

よろしく願う。

また、災害時の温かい食事の提供には、キッチンカーの活用も有効である。災害時に備え、全国では長崎市などが長崎県キッチンカー協会と協定を締結している。

そこで、災害時に食事を提供するためのキッチンカー活用に向けた県の取組を聞く。

危機管理部長

災害時のキッチンカー活用については、避難所の食生活支援を迅速かつ円滑に行うため、令和4年に福島移動販売業協同組合と協定を締結しており、災害時には市町村からの要請に応じ、避難所等にキッチンカー派遣を要請し食事の提供体制を整備している。

山口信雄委員

温かい食事の提供のための取組をよろしく願う。

今、災害時の被災地支援の拠点として、防災道の駅が注目されている。本県では、道の駅猪苗代が国土交通省から指定を受けているが、他の道の駅も数多く設置されており、それらを含め防災機能としての道の駅を活用すべきである。

そこで、防災機能としての道の駅の活用について県の取組を聞く。

危機管理部長

道の駅の活用については、災害時の応急対策等を円滑に行うため、平成20年に福島道の駅連絡会と基本協定を締結しており、現在、県内35の道の駅との間で、県や市町村等からの要請に応じ、避難施設の提供や物資の運送、防災関係機関の活動拠点等として協力体制を整備している。

山口信雄委員

次に、市町村の防災専従職員不足についてである。本県にも影響が見込まれる南海トラフ地震などの3大巨大地震にて、本県市町村を含む全国234市町村に防災専従職員がいないことが報道されている。防災対策強化を求められる1,130市町村のうち、2割を超える自治体で防災専従職員がいないため、災害発生時や平時の防災対策、その準備においても対応が困難な状況である。

そこで、市町村における防災の専門的知見を有する職員の配置状況について聞く。

危機管理部長

防災の専門的知見を有する職員配置については、県内5つの市において国認定の地域防災マネージャーや退職自衛官を防災専門職として雇用し、災害時の避難指示に関する助言や救助機関との連絡調整を行っている。

山口信雄委員

重要なのは県からの支援だが、市町村職員の災害対応能力向上に向けた県の取組を聞く。

危機管理部長

市町村職員の災害対応能力向上については、災害種別に応じた図上訓練等を開催し知識や実務を学ぶ機会を設けており、警察、消防等と連携した実動訓練の場となる総合防災訓練を市町村と共同で毎年実施している。

また、福島災害時相互応援チームの枠組みにより、災害時には応援職員を相互に派遣する体制を整備し、早期の災害復旧に向けた支援体制を構築している。

山口信雄委員

次に、水害対策について聞く。地球温暖化が進み雨量が増加した場合、2040年には本県と宮城県の阿武隈川水系流域において、気候変動前の約2.2倍となる約4万4,100世帯が洪水により浸水するおそれがあることが、本年3月に国土交通省東北地方整備局が行った試算で明らかになった。阿武隈川河川整備計画における対策の基準となる1986年に発生した8.5水害の約1.1倍の雨量となり、流量も1.2倍となる見通しである。

また、先日能登半島で発生した線状降水帯による大雨では、中小規模の河川において甚大な洪水被害が発生し、連日大きく報道されている。そのため、県が管理する小規模河川においても住民が的確に避難できるよう洪水浸水想定区域図を早期に作成し、市町村のハザードマップへの反映が重要である。

そこで県は、洪水浸水想定区域図の作成にどのように取り組んでいるのか。

土木部長

洪水浸水想定区域図の作成については、令和3年の水防法改正を踏まえ、川沿いに暮らす住民に浸水の危険性を広く周知できるよう、対象河川をこれまでの63河川から小規模な河川を含めた440河川に拡大し、先月末までに160河川において完了した。引き続き残る河川について、国土強靱化5か年加速化対策を活用し、洪水浸水想定区域図の早期作成に取り組んでいく。

山口信雄委員

次に、土砂災害ハザードマップについてである。

県は今年6月、大雨などにより斜面の崩落や土石流が発生するおそれがある危険箇所について、新たに3万8,670か所を確認したと発表し、従来の土砂災害危険箇所8,678か所と合わせて約5.5倍の4万7,348か所となった。今後、県は新たに土砂災害の発生のおそれがあるとして発表した箇所について現地調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続を進め、指定後に市町村はハザードマップを作成することとなる。

そこで県は、市町村の土砂災害ハザードマップの作成をどのように支援していくのか。

土木部長

土砂災害ハザードマップについては、県が指定する土砂災害警戒区域等の地図データを基に、市町村が避難場所や避難経路等の情報を加えて策定することから、早期策定に向け、早い段階から警戒区域等を市町村と共有するとともに、大雨時の状況を踏まえた避難経路を助言し、住民が確実に避難できる実効性のあるハザードマップとなるよう支援していく。

山口信雄委員

重要なのはそれらの周知である。浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、地域住民に加え、新たに家屋を建て移住する人にも広く知ってもらい、居住地または居住予定地に危険が生じるかどうか正確に認識してもらう必要がある。

そこで県は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等について、地域住民にどのように周知していくのか。

土木部長

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、地域住民に広く周知を図るためホームページ等に掲載するとともに、市町村が作成するハザードマップへ速やかに反映できるよう、基礎データを市町村に提供している。引き続き市町村と連携し、洪水による浸水の高さや土砂災害警戒区域等の範囲を示した標識を現地に設置するなど、様々な手法による周知に取り組んでいく。

山口信雄委員

分かりやすい周知をよろしく願う。

次に、老朽化が進む道路橋の対策についてである。全国で道路橋の老朽化対策が進んでいない実態が国土交通省の調査で明らかとなった。2012年に山梨県の中央自動車道笹子トンネルで発生した天井盤崩落事故から、道路施設は5年に1度の点検が義務化され、2014年度開始の全ての道路施設点検は、今年度から3巡目となる。しかし、インフラ整備に関する技術職員が足りない自治体は、修繕、撤去等の対策が遅れ、地域間格差が広がっている。全国で5年以内の修繕、撤去が必要とされた道路橋約6万か所における点検では、橋桁の腐食、欠損や橋の裏側のコンクリートが剥がれ鉄筋が露出しているなどの事例が確認された。

本県において、2022年度末における修繕、撤去が必要な道路橋1,895か所のうち、未着手は28%に当たる539か所であり、市町村管理道路に限れば約4割となる。

そこで、県が管理する橋梁の定期点検結果に基づく修繕の進捗状況について聞く。

土木部長

県が管理する約4,500橋を対象に、平成26年度から5年ごとに定期点検を実施し、修繕が必要となった1,232橋については計画的に修繕を進め、令和5年度末時点で約7割に当たる881橋に着手し、約3割に当たる376橋が完了した。引き続き、残る橋梁の対策の完了に向け計画的修繕を実施していく。

山口信雄委員

県が管理する橋梁の老朽化対策推進のため、どのように取り組んでいるのか。

土木部長

県が管理する橋梁の老朽化対策については、対象橋梁が多いことからコスト縮減や工期短縮を図るため、容易にひび割れ補修が可能となる工法を採用するなど新技術を活用し、効率的な修繕工事の実施に努めている。引き続き国の補助事業等を活用し必要な予算確保に努め新技術を積極的に活用するなど、計画的かつ効率的な老朽化対策に取り組んでいく。

山口信雄委員

県は、橋梁老朽化対策に取り組む市町村をどのように支援しているのか。

土木部長

市町村支援については、市町村職員の技術力向上のため県が橋梁点検講習会を毎年開催し、点検診断に必要な知識及び技能習得を支援している。また、市町村が実施する定期点検結果の判断や修繕設計で技術的な助言を行うなど、引き続き市町村に寄り添った伴走型の支援を行っていく。

山口信雄委員

次は、モバイルファーマシーの導入についてである。災害対応医薬品供給車両、いわゆるモバイルファーマシー導入については2月定例会でも質問したが、能登半島地震の被災地においても機動力を生かした活動やその有効性が評価され、具体的な運用方法や平時の在り方等について県薬剤師会や関係機関と共に協議検討を進めるとの答弁であった。

全国では現在20台以上の導入実績があり、東日本大震災の被災地である本県では様々な活用方法も考えられるため、早期の導入が必要である。

そこで、災害対応医薬品供給車両、いわゆるモバイルファーマシー導入に向けた現在の検討状況を聞く。

保健福祉部長

モバイルファーマシーの導入については、導入時の運用主体として県薬剤師会が想定されるため、必要となる車両や機器、災害時の支援体制を含めた運用方法、平時における活用方法等について現在協議中である。引き続き、県薬剤師会等と連携し検討を進めていく。

山口信雄委員

早期導入に向けてよろしく願う。

次に、災害現場のストレスケアについてである。近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が多発しており、消防署員や警察官などが災害現場において救助や捜索活動に携わる機会が増えている。

特に阪神・淡路大震災以降、ストレスが原因で離職する例が増加し、対策の必要性が指摘された。苛酷な災害の後には、被災者はもちろん現場で対応する中で、メンタル面に不調が生じ、不眠やフラッシュバックなどの心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDに陥るケースも見受けられる。

そこで県は、東日本大震災の災害救助活動等に携わった消防署員や自治体職員のストレスケアにどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

消防署員等が受けたストレスに対しては、ふくしま心のケアセンターにおいてスクリーニング、傾聴、健康相談、カウンセリング等のケアを行ってきた。

また、震災から13年が経過した現在もセミナー等を通して信頼関係をつくり、PTSDの軽減を図るなど支援を継続している。引き続き、支援対象者の所属機関と連携し、ストレスケアに取り組んでいく。

山口信雄委員

引き続きよろしく願う。

また、県警察においても今年1月の能登半島地震では延べ約3,000人の警察官を現地派遣したが、精神面への影響が気になるところである。

そこで県警察は、災害現場で活動した警察官等のストレスケアにどのように取り組んでいるのか。

警務部長

県警察では、研修や資料配付を通じ、職員全体のストレスケアへの理解促進を図るとともに、災害対応した警察官等に対しストレスチェックを実施し、必要に応じて県警察の保健師による面談指導を実施している。また、PTSD等の疑いが認められた職員には、速やかに産業医との面談や専門医の受診を促している。引き続き、産業医等との連携を図りながら適切なストレスケアに努めていく。

山口信雄委員

次に、交番や駐在所の在り方についてである。交番は1874年に東京都で設置されたのが始まりで、パトロールや落とし物の処理業務のほか、事件現場に急行し初動捜査も担う地域密着型の日本独自の制度である。

日本の街には交番があるとの理由で、世界各国から戦後の日本の治安に対する評価が高まり、1983年のシンガポールを皮切りに、アメリカやアジア、南米など各国に交番が広まった。例えば、ブラジルでは2005年に導入され、サンパウロ州では殺人事件件数が10年間で2割にまで激減したと言われている。

一方で警察庁では、交番や駐在所の運用を24時間体制から転換する方針を示した。これまで交番は、地域警察官の三交代制、駐在所は居住する地域警察官により運用する体制だったが、今後はいずれも夜間に無人となる日勤制が可能となり、地域密着型で治安維持の要として長年機能してきた地域警察活動の大きな転換となる。こうした見直しの背景には、近年、犯罪の質が変化してSNSや電話による特殊詐欺、サイバー犯罪等が急増し、それらの対応部門を強化するという理由がある。今後、現在の交通情勢や人口分布に見合った配置を検討すると思うが、交番や駐在所の機能が低下し、治安が悪化しないか市民間に不安が広がるのが考えられる。

そこで交番や駐在所の今後の在り方についてどのように考えているか。

警察本部長

先月警察庁において、地域警察の任務や運営の基本等を定めた地域警察運営規則が改正され、交番、駐在所の配置人員や勤務方法等について柔軟かつ効率的な運用が可能となった。今後は県内の治安情勢や地域実情を踏まえながら、交番、駐在所への勤務員配置や運用について必要な検討を行っていく。

山口信雄委員

最後に、防犯カメラの活用についてである。先日の一般質問において、現在、県警察は街頭防犯カメラ設置事業を展開し、町内会などの自治組織が防犯カメラを設置できる機会が増えているとの答弁があった。県内には自治体のみならず、

企業や個人所有の防犯カメラが多数あるが、新たな防犯カメラの設置促進とともに、既設の防犯カメラを含めてプライバシーなどに配慮しながら、県警察における活用が重要である。

そこで県警察は、防犯カメラをどのように活用していくのか。

刑事部長

防犯カメラについては、犯罪の抑止効果だけでなく、撮影された映像が犯人特定や犯行立証に極めて有効であるため、事件関係者の足取りや犯行状況の確認など、警察捜査の様々な場面で活用している。引き続き防犯カメラの設置促進と設置箇所の把握に努め、設置者等の協力を得ながら活用を図り、事件の早期検挙と解決に努めていく。

山口信雄委員

よろしく願う。以上で質問を終わる。